

前文

公立病院において医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いており、持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要がある。

国は、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症等の感染拡大時の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要であり、そのためには、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていくことが必要であることから、令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を策定した。

半田市・常滑市では、ガイドラインに先立ち、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの取組として、令和元年度に「半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議」を立ち上げ、令和2年度には「半田市と常滑市の病院経営統合に関する協定書」を締結するなど、半田市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）の経営形態、地域医療構想を踏まえた役割等について、段階的に議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえて、両病院の診療統合及び経営統合を実現するため、令和7年4月に半田市・常滑市で地方独立行政法人（非公務員型）を設立することとなった。新たに設立する地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）により知多半島総合医療センター（現半田市立半田病院）、知多半島りんくう病院（現常滑市民病院）を運営し、「知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市及び常滑市の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する」という目的のもと、急性期から回復期まで切れ目のない医療の提供、医療従事者の確保・人事管理の弾力化、診療機能分担・弾力的な予算執行による効率的な病院運営の実現に向け、この中期目標の達成に取り組むことを期待する。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項